

原議保存期間30年
(平成44年12月31日まで)

警察庁丁運発第48号
平成14年5月14日
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

更新連絡書の送付事務の運用に関する細目的事項について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条第3項の規定に基づき、公安委員会が、免許を現に受けている者（以下「免許保有者」という。）に対し、同条第1項の免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項を記載した書面（以下「更新連絡書」という。）を送付する事務を行っているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）による改正後の道路交通法（以下「法」という。）第101条の2の2の規定により、法第101条第3項の規定により優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者については、一定の条件の下で、その者の住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して更新申請書を提出すること（以下「経由申請」という。）ができることとされたことに伴い、更新連絡書の送付事務の運用に当たっては、次の点に留意して、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 記載事項

更新連絡書に記載する事項は、「更新期間その他免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項（その者が更新を受ける日において優良運転者（道路交通法第91条の規定により免許に条件を付されている者のうち内閣府令で定めるもの及び法第92条の2第1項の表の備考4の規定の適用を受けて優良運転者となる者を除く。）に該当することとなる場合には、その旨を含む。）」（法第101条第3項）であるが、「その他免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項」とは次のものを含むと考えられることから、各公安委員会における免許証の更新に係る事務の実情に応じ、更新連絡書に盛り込むこと。

(1) 免許保有者の特定に係る事項

- ア 氏名
- イ 住所
- ウ 免許証番号

(2) 免許証の更新を受けるために必要な事項

- ア 更新期間
- イ 更新場所
- ウ 更新時講習の種類
- エ 免許証更新手数料の額

オ 更新時講習手数料の額

カ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第24号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。

）第33条の7第1項に規定する基準による優良運転者該当の有無

キ 免許用写真（ただし、都道府県公安委員会規則で定める場合は不要）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第34号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条第4項各号又は第5項のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該第4項各号又は第5項に定める書類その他の更新手続に必要な持ち物

ク カにより更新連絡書に優良運転者に該当しない旨の記載がある場合であっても、かつてやむを得ない理由により免許証の更新を受けることができず免許を失効させたことがある者で、当該免許及びその次に受けた免許について法第92条の2第1項の表の備考4の規定の適用を受けることにより優良運転者となるものは優良運転者に該当する旨、及びその者にあっては当該やむを得ない理由を証するに足りる書類が更新申請に必要なものであること。

(3) (2)のほか経由申請のために必要な事項

ア 法第101条第3項に規定する優良運転者に該当する場合は、その旨及び経由申請ができること。また、同項に規定する優良運転者に該当しない場合は、その旨及び経由申請ができないこと。

イ アに関わらず、住所変更等免許証の記載事項の変更届出又は再交付申請を併せて行う更新申請は、住所地公安委員会にしなければならないこと。

ウ 経由申請の場合であっても、住所地公安委員会において改めて適性検査を実施する場合があること。

エ 経由申請ができる期間

オ 経由手数料の額

カ 免許用写真及び更新連絡書を持参する必要があること。

キ 免許証更新手数料の支払いのために、住所地都道府県の収入証紙を購入して持参する必要があること。

ク 経由申請をしようとする場合は、当該経由地公安委員会が開設する経由申請窓口について、あらかじめ確認しておく必要があること。

ケ 経由地公安委員会が行う更新時講習を受講することができること。

2 留意事項

(1) 1の記載事項のほか、

- ・ 更新に関する問い合わせ要領
- ・ 経由申請の日から新たな免許証を受領することができる時期までの間隔が3週間空くこと。
- ・ 新たな免許証の交付場所
- ・ 住所地都道府県の収入証紙販売場所

等経由申請を行おうとする者の利便に資すると考えられる事項を記載することは

差し支えない。

- (2) 更新連絡書は、免許保有者の免許証に記載されている住所をあて先として、普通郵便により、可能な限り早期に発送すること。その際、遅くとも更新期間の初日の前日までに届くよう配慮すること。

また、更新連絡書の送付事務の効果的な運用を図るため、法第94条第1項に規定する住所地変更の届出義務について広報等による免許保有者への周知に努めること。

なお、送付した更新連絡書が受取人住所不明のため返送された場合において、当該更新連絡書に係る免許保有者の現住所を調査して更新連絡書の再送付を行う必要はない。

- (3) 更新連絡書の送付に当たっては、当該更新連絡書に係る免許保有者の氏名、住所及び送付年月日並びに当該更新連絡書が受取人住所不明のため返送された場合にはその旨を記載した簿冊を整備し、当該更新連絡書を送付した日から起算して1年間保存すること。